ドイツにおける農地賃貸借の現状

- 旧西ドイツ地域南部・北部の調査結果から-

Farm Lease Market in the Federal Republic of Germany
中林吉幸
NAKABAYASHI Yoshiyuki

はじめに

日本では高齢化が進んでいる農家の土地が近い将来-10年あるいは20年後 -農地の賃貸借市場にかなりの量で出回る可能性は高い。そこで、農業経営 規模が相対的に日本と近似したドイツにおける農地の賃貸借は日本農業の今 後に少なからぬ示唆を与えてくれると思われる。同時に、近い将来導入が予 想される選別された農家に対する一般的な直接所得補助措置が農地の賃貸借 市場にどのような影響を与えうるのかをドイツの経験がわれわれに示唆して くれることは少なくないと思われる。

旧西ドイツ地域においては60年代後半以来、農家の経営規模拡大は主に農地の賃貸借を通じて行われてきた。その際筆者が疑問に思っていたのが、欧州連合の農業に対する多様な補助金が借地料にどのように影響を及ぼしているのかということである。以下ではそれの解明を含めて農地の賃貸借の現状をドイツの現地農家調査で確認することを試みた。

調査は旧西ドイツ地域で2ヶ所(正確には10カ所)、旧東ドイツ地域で2ヶ所で実施したが、第二次大戦終了後の二つの地域には周知のように大きな歴史的・政策的な差異があるので、まず本稿では旧西ドイツ地域における調査結果を述べることとする。旧東ドイツ地域に関しては別途検討する。

1 調查方法等

(1) 調査対象地域

主要な調査対象地域は南ドイツ・バイエルン州である。同州における調査地域はバイエルン南部、東部を除いた地域である。大まかに言ってバイエルン中央部、ならびにバイエルン北西部、北東部である。調査対象エリアとしてはかなり広い地域である。州農林省の出先の農林事務所の管轄区域としては以下の9つである(括弧内の数字は訪問した農家数)。プファッフェンホーフェン・シュローベンハウゼン(10戸)、ランツフート(8戸)、エルディング/モースブルク(9戸)、アルトェッティング/ミュールドルフ(10戸)、レーゲンスブルク(8戸)、インゴルシュタット(9戸)、ノイマルクト(9戸)、クロナッハ/クルムバッハ(11戸)、ビュルツブルク(8戸)。

ところでバイエルン州の農家経営規模構造は旧西ドイツ地域のなかでは小さい。そこで経営規模が大きいドイツ北部ーニーダーザクセン州のゲッチンゲン市近郊ーにおいても調査を行った。ゲッチンゲン市であるが、昔から大学の町として有名である。人口は10万弱で、増加傾向にある。

調査農家数としては、バイエルン州の調査農家数は82軒である。ニーダー ザクセン州ゲッチンゲン市近郊は27軒である。

(2) 訪問農家の抽出方法

バイエルン州に関しては、ミュンヘン工科大学農学部農業経営学講座主任教授アロイス・ハイセンフーバー氏の共同研究者フーベルト・パール氏の協力を得て上記の州農業事務所に農家の紹介を依頼した。ゲッチンゲン市近郊に関しては、ゲッチンゲン大学農学部農業政策論講座主任教授シュテファン・フォン・クラモン・タウバーデル教授を介して農民組織「ラントフォルク・ゲッチンゲン」に農家の紹介を依頼した。

(3) アンケート用紙の作成等

アンケート用紙についてはミュンヘン工科大学農学部の2人の学生と私と が共同で原稿を作り、パール氏と協議して作成した。初回の訪問後に、不都 合な点などを修正した。

実際の調査方法としては、アンケート用紙を持参して農家の経営主、妻あるいはその息子に直接会って話を聞いた。その際、ドイツ人の学生・夫人・農家の後継者に同行してもらった。これらの方には以下のことを依頼した。電話で農家から訪問のアポイントメントを取ってもらうこと、自分の車で農家を訪問すること、農民の話がわからない場合に私が確認させてもらうこと、同じアンケート用紙に同時に記入すること。さらに、訪問農家の約3分の2についてはテープレコーダーで話を録音させてもらった。

訪問時期は、バイエルン州農家は2001年7月始めから2002年3月初旬まで、ゲッチンゲン市近郊農家は2001年10、11月ならびに2002年2月中旬である。

2 調査結果

(1) 調査地域全体の農業経営規模構造

1)農家経営内容、経営規模別農家数ならびに同耕地面積の推移

表は省略するが、バイエルン州においては家畜を飼わない純粋の耕種作物のみを栽培している農家は14軒、調査農家全体に占める割合は17.1%である。内訳は市場向け穀物栽培農家13軒、野菜栽培農家1件である。畜産では、酪農業を営む農家が47軒¹¹、全体の農家の57.3%(そのなかには同時に肥育牛・生産牛をも飼養する農家18軒、22.0%、生産豚、肥育豚をも飼養する農家10軒、12.2%を含む)、肥育牛・生産牛だけを飼養する農家6軒、7.3%、肥育豚・生産豚だけを飼養する農家10軒、12.2%、肥育牛あるいは生産牛と肥育豚あるいは生産豚を飼養している農家4軒、4.9%、採卵鶏飼養農家1軒、1.2%である。家畜を飼っている農家は全部で68軒、全体の農家数の82.9%を占める。また、有機農法を採用している農家は3軒と少ない。

ゲッチンゲン市近郊では家畜のいない耕種作物のみを栽培している農家は5軒である。これらのうちの4軒は市場向け穀物栽培並びにシュガービートを栽培している。残りの1軒は穀物栽培とジャガイモの栽培である。畜産について。酪農業を営む農家は9軒で、全体の調査農家に占める比率は33.3%(この中には同時に肥育牛あるいは生産牛を飼っている農家2軒、肥育豚を飼っている農家3軒を含む)、肥育牛のみを飼っている農家1軒、3.7%、生産豚・肥育豚を飼っている農家12軒、44.4%である。家畜を飼っている農家は合計22軒で全体の調査農家に占める比率は81.5%である。有機農法を実施している農家は1軒のみである。

図1は旧西ドイツ地域の経営規模別農家数の推移である。これからわかるように、6つの階層のうち、1-10ha、10-20ha、20-30ha、30-50haの4つの階層において農家数の減少が確認される。50-100ha、100ha以上、

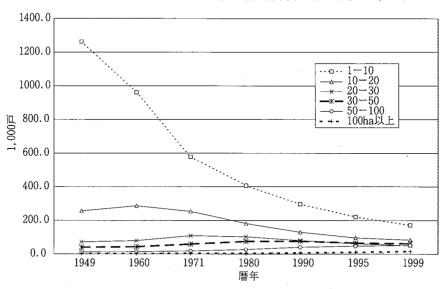


図1 旧西ドイツ地域の経営規模別農家戸数の推移:1,000戸

出典: Statistisches Jahrbuch über Ernährung, Landwirtschaft und Forsten 1982, S.41.;
Materialband (einschliesslich Buchführungsergebnisse) zum Agrarbericht 1992 der
Bundesregierung, S.16.; —1997, S.16., Landwirtschaftszählung 1999, Reihe 2.1.6
Eigentums- und Pachtverhältnisse 1999, S.20 u. S.36 より作成。

の2つの階層のみが農家数を増加させている。図は省略するが、経営規模別 耕地面積についても同じことが言える。すなわち、経営耕地面積を増加させ ている経営規模階層は50-100ha 層と100ha 以上層の2つの階層のみであ り、50ha 未満の階層では経営耕地面積を減少させている²⁾。

2) 調査農家の専兼別構成

バイエルン州において調査した82軒のうち、第1種兼業農家(と思われる もの)が8軒、第2種兼業農家3と思われるものが3軒であった。残りの71 軒(全体の86.6%)は専業農家である。ゲッチンゲン市近郊では27軒の農家 のうち、4軒が第1種あるいは第2種兼業農家である。全部の農家の14.8% になる。他は専業農家である。

3)経営規模と借地率の関係

図2は旧西ドイツ地域における借地率の推移である**。旧西ドイツ地域全

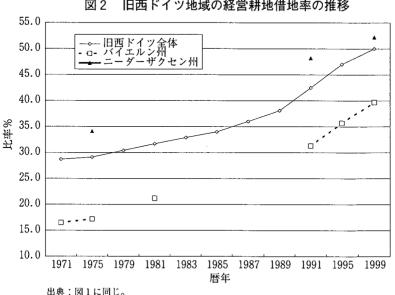


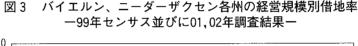
図 2 旧西ドイツ地域の経営耕地借地率の推移

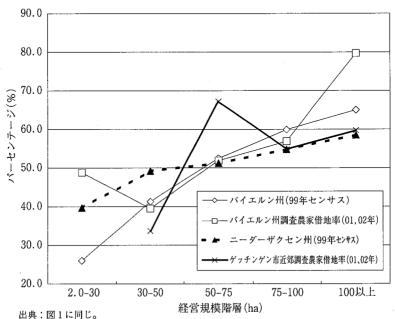
体 (平均) は99年で50%になっている。ニーダーザクセン州の比率は旧西ドイツ地域平均を若干上回っている。バイエルン州の数値は旧西ドイツ地域平均よりも10%あるいはそれ以上下回っている。

図3は99年のセンサス結果ならびに01、02年の現地調査結果による旧西ドイツ地域での経営規模階層別借地率を示したものである。この図の2つの州のセンサス結果から、経営規模が大きくなるに従って借地率が上昇していることがわかる。調査結果についてはセンサス結果と異なった動きをしているが、おおよそで経営規模が大きくなると借地率が高くなる傾向を示しているといえるであろう。

4) 総農家数・面積と調査農家数・面積の比較

表示は省略するが、調査地域全体の経営規模別農家数とその面積とを、調





査した農家のそれぞれと比較すると、2つの地域ともに調査農家は全体の農家のなかで経営規模が大きいことがわかる。経営規模別農家数は経営規模面積が小さいほど多いが、面積としては少ない。逆に経営規模の大きい農家は数的には少ないが、経営する面積は多い。

5) 経営規模別農家労働力

表1から、バイエルン州並びにニーダーザクセン州の経営規模別農家当り 労働力数と調査農家の労働力数共に、(バイエルン州の100ha 以上層の調査 値を除いて)経営規模が大きくなるほど多くなることが判る。

経営規模	バイエルン州平均値	同調査値	ニーダーザクセン州平均値	ゲッチンゲン市近郊調査値
20-30	1.42	1.71		
30-50	1.66	1.95	1.42	0.88
50-100	2.01	2.22	1.75	1.82
100 ha以上	2.69	2.20	2.58	3.04

表1 経営規模別農家当り労働力数 1999年

出典: Land- und Forstwirtschaft, Fischerei, Fachserie 3 Reihe 2.1.8 Arbeitskräfte, S.108, 33.

(2) 調査農家の経営形態

バイエルン州では家族経営が主流である。「民法上の組合」(GbR: Gesellschaft bürgerlichen Rechts)は82軒の農家のうちの10軒である。「民法上の組合」は大抵は親と子の共同経営であり、ほとんどの場合、税金対策を目的とする。この場合、妻も共同経営者の1員になることが多いようである。同時に、親がまだ年金生活(60歳前後)には時間がある場合、この会社形態をとっている農家が多い。バイエルン州の調査農家の中では1例のみが隣同士の農家2軒でこの「組合」を作っている。ゲッチンゲンでも家族経営が主流である。「民法上の組合」は27軒のうちの5軒である。

(3) 調査農家の労働力

バイエルン州では農家の経営者が女性であるのは「民法上の組合」(GbR) を除けば72軒のうち1軒のみで、ほとんどの場合、経営主は男性である。また、「民法上の組合」を除いた経営主の平均年齢は46歳である。

表 2 バイエルン州の調査農家労働力数

	22 /	1.47/271107	明且成外刀国) / J X X		
農地20から30haを経営するJ No. 経営面積軽弦主が簡単をお寄り	機 家 打さっては年齢 同た体労働力 和父母労働力	家屋労働力数 同左年齢 同左労働力	季節分離方数[a/左右衛時間] [a/本性分離力	宝男星年齢 同左労働力	「その他人数」同左 年齢 [同左発動力数]	
1 20.0 1.00 0.50 2 21.5 0.50 0.25	27 0.25		1~3 50H	200 - 100 100 100		
3 21.8 1.00 0.50 4 24.2 1.00 0.25	21 0.25					
5 28.0 1.00 0.25 6 29.0 1.00 0.25	0.75 1.50					
5.50 2.00	0.50 2.25					사 무명 10.25 무명 1.71
農地 30 から 50 ha を経行 No. 経営面積観営主労働力約15分離方	宮 する 謎 家 社会 (食事務 同左僕労働月相欠母労働月	電電労働力数 回左年齢 回左労働力	李喆分蘭万数 同左從分離時間 日左後年分費力	実習生年齢[同左旁飾力	その他人数[同左年齢]同左5週7数	
7 34.0 1.00 1.00 8 35.2 1.00 0.50	0,25			? ?		
9 36.0 1.00 0.25 10 37.5 1.00 0.50	24 0.50 0.50					
11 38.3 0.50 0.50 12 40.0 1.00 0.13	1. 25 0. 50			16 0,50		
13 40.0 1.00 14 40.5 1.00 0.50	0.50	1 22 1.00			1 43	
15 42.0 1.00 0.50 16 42.2 1.00 ledig	22 1.00					
17 42.8 1.00 0.50 18 45.0 1.00 0.50	30 0.25					
19 46.0 1.00 20 48.0 1.00 0.50	32 0.25 0.50		5 4週間			
21 48.0 1.00 0.50 22 48.0 1.00 0.25	27 0.25 0.75		0 0214			
23 48.6 1.00 0.50 24 49.5 1.00 0.50	25 0.50 21 1.00					
il: 17.50 7.13	3.75 5.25	1.00		0,50		35.13 1.95
農地 50 から 75 ha を経営 No. 経営面積軽容主が適力起去が適力	する農家 在行作編同在供労働力和X申労働力 25 0.50	家展労働力数 同左年齢 同左労働力	季節労働力数。同年政労働時間,同年後非労働力	実習生年齢[同左労働力	その他人数 同た年齢 同左労働力員	
25 52.4 1.00 0.50 26 53.0 1.00 1.00	20 0.25 0.25					
27 55.0 1.00 0.50 28 56.3 1.00 0.50	23/22/13 1.50 0.25					
29 56.3 1.00 0.50 30 56.9 2.00 0.50	24 1.00					
31 57.0 1.00 0.50 32 60.0 1.00 1.00	20/26 0.50		11 1411			
33 60.0 1.00 1.00 34 60.0 1.00 0.50 35 60.8 1.00	25 0.25 30 0.50					
36 61.0 1.00 0.20	1.00			,		
37 61.8 1.00 0.50 38 62.0 1.00 1.00	20 1.00 0.25					
39 62.0 0.50 1.00 40 63.5 1.00 0.50	0.25 18 0.75		1 50時間			
41 65.0 1.00 0.50 42 67.0 2.00 0.50	0.50			18 0.50		
43 67.2 1.00 0.50 44 67.5 2.30	27 1.00					
45 69.0 1.00 0.50 46 70.0 1.00 0.25	0.25					
47 70.2 1.00 0.50 48 74.1 2.00 1.00	0.25					
計 27.80 13.45 農地 75 から 100 ha を経う No. 経済価格経営上労働力払上力労働力	8.00 3.00 関する農家 程57程等 同左供示機用組欠ほ示機用	l		0.50		計 52.75 では 2.20
[49 75.0 1.00 0.25	0, 25	常星分數方数 同左年輪 同左分數方		実習生年齢[同左労働力	その他人数[同左年齢]同左分離力数	
50 76.5 2.00 51 78.4 1.00 0.50	18 0.50		2 10-1511 8~10 111 0.20	17 0.50		
52 80.0 1.00 0.25 53 80.0 1.00	13 0.25	-	1 200時間 女5人 211			
55 81.0 1.00 0.50	0.25			0.13		
56 83.0 2.00 0.25 57 83.3 1.00 0.50	28 1.00		2 1011			
58 84.0 1.00 0.50 59 90.0 1.00 0.30	25 1.00 0.25	1 47 1.00		20 0.5		
60 92.0 2.50 61 97.5 1.00 0.50	26/23/23 0.75					
62 100.0 1.00 0.25 63 100.0 0.50 0.50	0.50 1.00		2 3週間			
# 18.00 4.55	3,60 4.75	1.00	0.2	1.13		計 33.23 平均 2.22
農地 100 ha 以上を経営する No. 経営単価経営主労働力組力労働力	る <u>農 家</u> <u>165 : 18年前</u> 日左供労働力州父母労働力	家家分價力数 同左年齢 同左分娩力	季節分猶力数國左於穷鹽時間 同左旁獨力	実習生年齢 同左労働力	その他人数 同左年齢 同左旁側力数	
64 103.0 2.00 0.25 65 103.0 1.00 0.25	0.25 0.50		1 200-3008§[5]	18 0.75	•	
66 109.0 1.00 0.25 67 110.0 1.00 0.75	29 1.00 0.25			? 0.50		
68 115.0 1.00 0.50 69 115.0 1.00 0.25	0. 25 0. 25		22 1週間(60時間) 1 2ヶ月 0.25	0.5		
70 125.0 1.00 0.50 71 125.0 2.00 0.20	21 0.75		1 200#\{#\			
70 125.0 1.00 0.50 71 125.0 2.00 0.20 72 136.5 1.00 0.50 73 137.2 1.00 74 150.0 1.00 1.00	1.00		3~4 1000時間	? 0.50 18 0.70		
74 150.0 1.00 1.00 75 157.0 1.00 0.50	24 1.00		? \$000年間 2 4000年間			
76 171.0 1.00	0.50		6 男3人2週間/女5人3週間	16 0.5		
78 210.0 1.00 79 218.0 1.00 0.50	16 0.25		2 1008\$48) 1 30H			
80 234.0 0.80 0.30 81 249.0 1.00 1.00	27 1.00 21 1.00		5 3011			
82 251.0 1.00 0.25 at 23.30 7.00	23 0.50 5.75 3.00	<u> </u>	2 4週間 0.25	3.45		il 42.75
					L	平均 1.92 総計 174.11
					T T	45E1 2 12

表2より全部の農家82軒の平均労働力は2.12人である。すなわち、1農家に成人換算で2.12人の労働力を有している。この1農家当り労働力数は100 ha以上層を別にすれば、経営規模が大きくなればなるほど、大きくなる。手伝う子供の人数は合計で36名である。それを成人換算すると21.60人になる。ただし、子供が手伝う程度は農家によってかなり相違がある。31軒の農家で祖父母が労働力として働いている。その成人換算労働力は18.25人である。

常雇労働者を雇っている農家は2軒と非常にわずかである。常雇を雇っている No.14は有機農業を行っている農家である。同じく No.58は実の兄を雇っている。季節労働者を雇っている農家は21軒である。季節労働者を雇う農家の数は経営規模が大きければ大きいほど比率的に大きくなる。実習生を受け入れている農家は傾向的には規模が大きくなればなるほど多い。

ゲッチンゲン市近郊では農家の経営者は上記の「民法上の組合」(GbR)を除くと全員が男性である。「民法上の組合」を除いた経営主の平均年齢は44.6歳であり、かなり若い。表3より27軒の農家の平均労働力数は2.40人で

30haから50haの経営規模の農家 肥設到代益日世紀日刊日本館 | 四次第月||形式海川地方学館||内次郷月地口沿海地域空流は間 | 日平終|||作羽||| 良趣を指示する意義制度海南海地流流でする新川地で海川地区海川 さつ他 | 回転替加 || 1 ||| 42.8 || 50 || 1.00 || 0.50 || 21-24 1.75 (ER) 0.89 LEXAL THE OF 60.0 74.0 0.50 1.00 0.50 0.50 0.25 50 3-4¶oche 41 55/32 1.00 2.00 80.0 15.09-5.12 0.60 82.0 0,50 0.50 0.50 82.0 1.00 0.25 48 60 37 46 89.0 1 00 20 0.50 95.0 95.5 100.0 1.00 0.50 11 12 13 1.00 0.50 21 л 95 19 ก รัก 1.00 (0.25 | 20.00 (FE) | 1.82 住民労働力(助力子年齢) 同労働力 **虹では5種別など5種名間 同年齢 | 作別 | は人具も5種4を35種名間内5番周間関係55種が耐光子生年齢同様45種用である。** 115.0 137.8 137.9 143.9 14 0.25 0.25 1.00 1.00 40 53 1.00 0.50 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 1.00 1.00 0.50 0.60 0.50 0.25 0.50 39 38, 56 0.75 2.00 SOTore 146.5 155.3 160.0 180.0 20.00 A CO.00 2.00 32 1.00 45 30/31 1.00 0.50 1.00 1.00 65 33 95 305med /feb 45 45 50 33,39,19 200.0 1 00 16 0.25 0.50 210.0 212.0 250.0 1.00 1.00 1.00 3.00 17 17-21 400Stu 1.00 100 0.25 20Tage/Jah 2.00 42.6 3.04 程計 64.40

表3 ゲッチンゲン市近郊調査農家農業労働力数

ある。すなわちバイエルン州よりは多い。この1農家当り労働力数は経営規 模が大きくなればなるほど多くなる。

手伝う子供の数は合計で12人である。それを成人労働力に換算すると4.5 人分になる。9軒の農家で祖父母が労働力として働いている。その成人換算 労働力は4.4人分になる。

常雇労働者を雇っている農家は4軒である。常雇労働者は100ha以上の大規模農家階層に見られる。季節労働者を雇っている農家は10軒ある。全体の農家のうちで37%の農家が季節労働者を雇っている。季節労働者を雇うのも経営規模階層が大きな農家である。実習生を受け入れている農家は4軒ある。

(4) 調査農家の ha 当り借地料、借地期間、補助金と借地料との関係

1) ha 当り借地料の推移

図4からバイエルン州、(ゲッチンゲン市がその中に含まれる) ニーダー

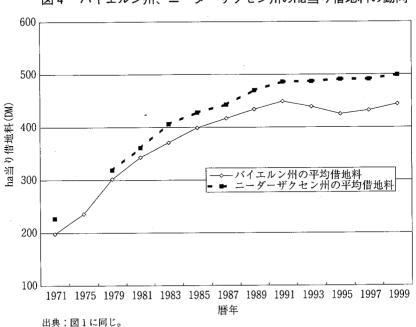


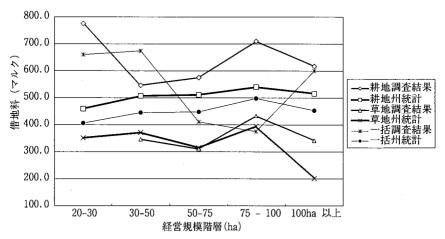
図4 バイエルン州、ニーダーザクセン州のha当り借地料の動向

ザクセン州の二つの州ともに傾向的に ha 当り借地料が上昇してきたことが わかる。ただしバイエルン州の場合には91年をピークとして、95年まで低下 を続け、97年から再び上昇している。ニーダーザクセン州については91年か ら97年にかけて借地料の停滞が見られる⁵。

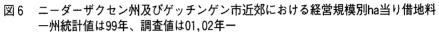
図5はバイエルン州における経営規模別 ha 当り借地料を示している。この図から州統計による耕地 ha 当り借地料はおおよその平均で500マルク、同草地は100ha 以上層で200マルクだが、それ以外の階層では300から400マルクの間、「一括」(耕地と草地とを一緒にした計算)では400マルクから500マルクの間にある。調査結果では耕地については州のデータをすべての階層で上回っている。草地については州統計値と同じような傾向を示している。調査結果の「一括」については州のデータからかなり乖離している。

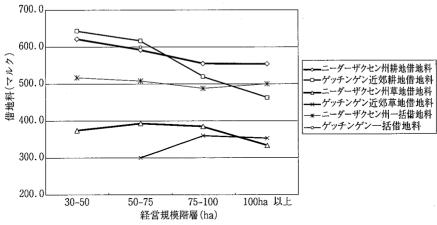
図 6 は経営規模階層別 ha 当り借地料のニーダーザクセン州センサス結果ならびにゲッチンゲン市近郊での調査結果である。ニーダーザクセン州耕地ha 当り借地料は500マルク台後半から600マルク台前半にある。同草地は300

図5 バイエルン州における経営規模別ha当り借地料一州統計は99年、調査結果は01.02年一



出典:Agrarstrukturerhebung/Landwirtschaftszählung 1999 Reihe 2.1.6 Eigentums- und Pachtverhältnisse. S.41.





出典:図5に同じ。

マルク台にある。同「一括」はおおよそで500マルクである。調査結果からは耕地でほぼ同じ傾向、草地では50-75ha層で100マルクほど乖離しているが、その他の階層ではほぼ同じである。調査結果の「一括」については50-75ha層についてしかデータがないが、600マルクとなっている。

2) 借地料総額とその評価

表4はバイエルン州における調査農家の借地料総額とそれへの経営主の「高いか安いか妥当か」の評価を示している。この表から、経営規模が小さい農家では借地料総額を「高すぎる」と評価する額が低く、経営規模が大きい農家ではそれが高額であることが判る。また、借地料総額を「妥当である」と考える割合は経営規模が100ha未満では60%以上であるのに対して、100ha以上の階層ではそれが42.9%となっている。この経営規模が一番大きな階層では57.1%の農家が借地料総額を「高すぎる」と考えている。この場合、表からわかるように、借地料総額の支払額が多いのは年間「5万マルク以上」、日本円にして約322万円以上である(1マルク=64.46マルクとする)。表5はゲッチンゲン市近郊の農家を表している。ここでも状況はバイ

表 4 バイエルン州調査農家:借地料総額とその評価

AV 14Y	表4 パイエルン州調査農家:借地料総額とその			
経営庫	横20~30haの経営 9.000Mまで 5.000Mまで 10.000Mまで 15.000Mまで 20.000Mまで 25.000Mまで 30.000Mまで 40.000Mまで 45.000Mまで 45.000Mまで 50.000Mまで 50	ii†ĕ&	安当	安すぎる
20.0 21.5 24.2	1 1		1	
28.0 29.0	1 1		î	
一小計	2 1 1 1	1 0	5	0
科公司符	横30〜50haの経営 1000Mまで 50084=まで 10,1000Mまで 15,1000Mまで 25,000Mまで 25,000Mまで 35,000Mまで 45,000Mまで 45,000Mまで 35,000Mまで 35,000Mまで 35,000Mまで	は高すぎる	发 型	安すぎる
34.0 35.2	2000-2076	250	1	
36.0 37.5	,	1	1	
38.3 40.0 40.0		1	1	
40.5 42.0		i		
42.2 42.8	1 ,		1	
45.0 46.0			1	
48.0 48.0 48.0		20.100	1	
48.6 49.5	1	1	1	
小計	4 7 5	6	10	0
経営直	MASO ~ 75haの経営 TODODATE TODODATE TODODATE 15,0000ATE 25,000ATE	11 13 1 1 2 2 1	爱雪	安すぎる
53.0	1	1 1	1	1
55.0 56.3 56.3		1	1	
56.3 56.9 57.0		1 1	1	
60.0	1	53103 3113		
60.0 60.8				
61.0	1		1	
62.0 62.0	1	1	1	
63.5 65.0	1 1000 1 000	and the	1	
67.0 67.2 67.5	1 1		1	
69.0 70.0	1		1	
70. 2 74. 1		\$ 1.55°	1.	
	0 1 5 7 4 5 1 1 0 0 0 0	9	15	0
社会前核	i 横75~100haの経営 1000Mまで[5000mまで] 10,000Mまで[15,000Mまで] 20,000Mまで[30,000Mまで[30,000Mまで] 40,000Mまで[45,000Mまで] 50,000Mまで[50,000Mま	高すぎる	爱当	安すぎる
75.0 76.5 78.4	1		1	
80.0 80.0		1.	1	
80.5 81.0	1 1		1	
83.0 83.3	1		i i	
84.0 90.0	(CNO)	37,165		١,
92.0 97.5	1 2.7%	احتدا	1	
48/05·m	0 0 1 3 2 1 2 2 0 1 0 1 1種100ha以上の経営	3 1	9	1 .
HE MA	ACCOUNT OF THE COUNTY OF THE C	1182	发生.	女才さる
100.0				
103.0			1	
110.0 115.0	1		i	
115.0 125.0	1 	25.15 in	1	
125.0 136.5		A Maria	i	
137. 2 150. 0		1 1		
157. 0 171. 0 180. 0		1 1	1	
210. 0 218. 0	· vale		i	
234.0 249.0	1 26#17	isara.	1	
251.0 45f	1	12	9	0
	. Ohaを経営する農家は一部の借地の借地料が「高すぎる」、その他は「妥当	」と回	这 1.7	ている

表 5 ゲッチンゲン市近郊調査農家:借地料総額とその評価

粒呂規	快SUhaか	ら50haの#	全富															
経営前権	1,000DMまで	5,0000日まで	10,0000M;	₹ C 15.0	2000Mまで	20,000DNまで	25,000DN ± ℃	30,0000	見まで	35,000DM ± ℃	40,000DM ±	3 45,00	(ODNIまで	50, COODM ±	C 50,000DNJJ 1:	高すぎる	安当	安すぎる
42.8			1														1	
47.1					.1												_l_	
小計			1		1					ı		1					2	
							•											
経営規	模50haか	ら75haの#	至営															
経営面積	1,0000世まで	5,000DN ± で	10,000DM	まで 15.0	1000NIまで	20,0000M ± €	25,000DN ± ℃	30,0000	出まで	35,0000N £ ℃	40,000DN ± 1	45,00	ODMまで	50,000EM ±	で 50,0000M以上	高すぎる	安当	安すぎる
58.0		•				-		1									1	
60.0						1										1	1	
74.0								1									L_	
小計						1		2		1	1	1			i		3	
														_				
経営規	模75haか	ら100haの	経営															
軽常面積		5,000DMまで	10,000DM:	£ ℃ 15,0	0000Mまで	20,000DM # T	25,000DNまで	30,0000	Uまで	135.000DN ± C	40,0000H ±	45.00	CON ₹ で	50,0000N ₹	C 50,000DHTA I:	高すぎる	妥当	安すぎる
80.0													1				1	
82.0					1												1	
82.0							AND DESIGNATION OF THE PERSON	1										
89.0							**************************************	1									1	
95.0							1										1	
95.5					1		-										1	
小計					2		2	1		1		1	1		T	1	5	
			٠									•	•					

经面積	1.000DMまで	5,0000Mまで	10,000DMまで	15,0000N±で	20,000DNまで	25,000DN ± €	30,000DMまで	[35.000DMまで]	40,0000Mまで	45,000DN \$	で 50,000DMまで		高すぎる	妥当	安すぎ
100.0											1	ž	1		
100.0				1										. 1	
105.0						1							hurs rose formar	1	
115.0						超額120萬							到1部	1	
137.8										1				Ţ	
137.9		1												1	
143.9									1					1	
146.5						1					6-13-15-1 12 D-1-12		mundan continues	1	
155.3											111	類	建筑 建築		
160.0					1							BATTLE VANCOURS.	to analogo de será como	1	
180.0													1	1	
200.0												1	1 1		
210.0												1	1	1	
212.0												1	1		
250.0												1	l	1	
49. D [1		_i_	
小龍		1		1	1	3			1	1	2	1 6	1 7	12	1

エルン州の調査結果と同じ傾向を示していると考えていい。

以上の借地料は旧西ドイツ地域全体の農家のなかで多いのであろうか、少ないのであろうか。表 6 は2000/01年度の総経費に占める、並びに純益に対する、借地料の比率を示すものである。ドイツ全土の簿記記帳農家のデータを基にした資料から作成したものである。その際、東ドイツの大経営は主に法人経営であるので、このデータにはほとんど入っていないと考えていいであろう。言い換えれば、巨大経営による影響はあまりないと考えてよいであろう。この表から借地料総額は標準経営所得が下位の経営の経費総額では3.2%、中位の経営では4.1%、上位の経営では5.6%を占める。純所得に対しては下位の経営で12%、中位の経営では18.1%、上位の経営では28.5%を占めている。以上からは標準経営所得(耕地経営規模といってもいい)が大きな経営ほど経費総額に占める借地料の比率が高くなり、純所得に関しては経営規模が大きくなるほど借地料の純所得に対する比率が相対的にかなり高

表 6 専業・第1種兼業農家の純所得に占める借地料比率

-2000/01年度-

	単位	標準	#経営所得*		合計・平均
		5万DM未満	5万-10万DM未満	10万DM以上	
簿記記帳農家数		2,346	2,836	2,646	7,828
平均土地経営規模	ha	35.0	54.8	104.3	60.5
その中の借地面積	ha	14.3	28.3	65.9	33.1
借地料	マルク/ha	363	443	494	456
借地料総額	マルク	5, 190. 9	12, 536. 9	32,554.6	15, 093. 6
経費総額 ^{**}	マルク	162, 622. 0	304, 338. 2	581, 527. 8	325,000.0
経費に占める借地料の比率	%	3.2	4.1	5.6	4,6
純所得	マルク	43, 367	69, 332	114, 192	71,457
純所得に対する					
借地料比率	%	12.0	18.1	28.5	21.1

- 出典: Zum Ernährungs- und agrarpolitischen Bericht 2002: Buchführungsergebnisse der Testbetriebe, S.8.12から算出作成。
- *:標準経営所得とは種々の要素を用いて算出された、農家の経済的な大きさを特徴づけるための所得である。
- **:経費総額には総投資額、減価償却費が入っている。
- 注:1)上記の表には人的会社あるいは法人は入っていない。旧東ドイツでは法人経営が大経営として 経営されているのが一般的である。従って東ドイツの巨大経営のデータによる影響は少ないものと 思われる。

くなることがわかる。

表6の簿記記帳結果では借地料総額が標準経営所得最上位経営で32,554.6 マルクとかなりの額になっているが、調査農家の結果からは年間の借地料総額が5万マルクを越える農家もかなり見られる。このような金額の借地料は経営にとってもかなりの負担であると思われる。今後の検討課題として、全体の費用に占める借地料の比率がどれくらいになると経営として問題になるのかを検討したい。現地での聞き取りに際しては何人かの若い農民から、借地料総額がかなりの額になってもかまわない、もっと借りたい、という話を聞いた。経営を拡大するためには費用がかなりかかってでも借地をしたいようである。

3) 借地期間

表7はバイエルン州における平均の借地期間を現している。ここで平均とは、経営主が考えるおおよその平均の期間である。これから、比率が一番多いのが9年の30.5%、2番目が10年の20.3%、3番目が12年以上の16.9%である。そして5年、6年がともに11.9%を占めている。9年ないしそれ以上

表7 バイエルン州調査農家借地期間:平均の借地期間

		表 7	バ・	イエ.	ルン!	州調	査農	家借	吉地 其	阴間]:3	平均	の借却	也期間
経営規模	莫20haか 1年	ら30haの 2	経営 3	1 4	T 5	1 6	7	8		9	10	11	12年以上	12年以上の実際の期間
21.5			1					, ,		1	1	,	1121-203.	
28.0 小計		η	Г.	1		1				1	1			
		ev 25 to the	m #hrfr	1						<u> </u>		J		J
経営面積	1年	経営規模	3	4	5	6	7	8		9	10	11	12年以上	12年以上の実際の期間
35. 2 36. 0					1						1			
38.3 40.0					1						1			
40.5 42.0										1			1	12
42.2 42.8	1					1								12
45.0	'										1			
48.0 48.0					1					ì				
48.0 48.6										1			1	12
小山	1		t .		3_	11		٠		3	3	T	2	
50haから 経営が移	575haのi	経営規模・	の農家	4	5	6	7	1 8	-	9 1	10	T 11	120:19	12年以上の実際の期間
52.4 56.3					, ,	1		_, 0		1	10	, 11	114774	
56.9 57.0						1							1	12
60.0					1	1								
60.0 60.0										ı	1			
60.8 61.0	1									ı	1			
62. 0 65. 0					1								1	12
67.0 67.2											1		1	12
67.5 69.0					1				;				•	12
70.0							,			1			1 '	12
70.2 74.1			,				1					1		
小計	l				3	1 2	11		4	1	3	1_1_	4	
75haから 経営前航	>100haの 1年	経営規模	の農家	4	5	6	7	8	. 9)	10	11	12年以上	12年以上の実際の期間
75.0 76.5												1	1	12
78.4 80.0						1 1						-		
80.0 80.5						•				i	1			
81.0									j	l				
83.3 90.0						1							1	14
92.0			[I		3	1		7-2	· _	1	1	1 3	12
100ha以	上の経営	規模の農 2	家		,	,	,							
経営血債 100.0	1年	1 2	3	4	1 5	6	7	. 8	1 9)	10	11	12年以上	12年以上の実際の期間
103.0 103.0									j	ĺ			1	12
115.0 115.0											1		*	14
125.0											l			
137.2 150.0]	l				
157.0 171.0					1				1					
180. 0 210. 0						1			1					
218.0 234.0	-								1		1			
249.0 251.0							1				1			
小計				L	1_1_	1	1		7		4		1, 1	
合計	1				7	7	2		1		12	2	10	
%	1.7	1	L	L	11.9	11.9	3.4		30	.5	20.3	3.4	16.9	

^{*:2}軒の借地の無い農家を除いてある。

^{**}無回答の場合は除外してある。

の割合を合計すると71.1%になる。表8はゲッチンゲン市近郊のデータであるが、ここでは比率的に一番多いのが12年以上の36%、次が10年の16%、3番目が6年、11年の12%である。そしてゲッチンゲン市近郊では借地期間9年あるいはそれ以上が72%を占めている。これら2つの表から、両地域とも9年以上の借地期間が7割強を占め、借地期間の主流になっていることがわかる。

表 8 ゲッチンゲン市近郊調査農家借地期間:平均の借地期間

经营商额	50haの約 1年	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12年以上	12年以上の実際の期
42.8									1			1	
47.1												1	12年
小計									1			l	
50haから	75ho (7) \$2	7 #											
経営面積	1年	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	1946 19 1-	12年以上の実際の集
58.0		1	1	1		10		0		10	111	124-1X L	12年以1,07美院の第
60.0			-								1		
74.0						1					•		
小計			1	Τ	ì	1	I				1	Ţ	
													,
5haから		経営			,								
経営面積	1年	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12年以上	12年以上の実際の期
80.0												1	12年
82.0											1		
82.0	ì												
89.0						1							
95.0										ì			
95.5						. 1							
小計	1	J	ļ		<u> </u>	2				1	<u>l</u>	1	
小計		<u></u>			<u></u>	2				1	1	1	
小計 00ha以上 経営面積		2	3	4	5	6	7	8	9	10	1		12年以上の実際の期
小計 00ha以 1 経営面積 100.0	:の経営	2	3	4	5		7.	8	9				12年以上の実際の期 12年
小計 00ha以 統営順航 100.0 100.0	:の経営	2	3	4	5		7	8	9			12年以上	
小計 00ha以 経営順積 100.0 100.0 105.0	:の経営	2	3	4	5		7	8	9			12年以上	12年
小計 00ha以 経営面積 100.0 100.0 105.0 115.0	<u>:の経営</u> 1年	2	3	4	5		7	8	9	10		12年以上	12年
小計 00ha以 経営面積 100.0 100.0 105.0 115.0 137.8	:の経営	2	3	4	5		7	8	9	10	11	12年以上 1 1	12年 12年
小計 00ha以 経営面積 100.0 100.0 105.0 115.0 137.8 137.9	<u>:の経営</u> 1年	2	3	4	5		7	8	9	10		12年以上 1 1	12年 12年 12年
小計 00ha以 較資面積 100.0 100.0 105.0 115.0 137.8 137.9 143.9	<u>:の経営</u> 1年	2	3	4	5		7	8	9	10	11	12年以上 1 1 1 1	12年 12年 12年 12年
小計 00ha以 終資面積 100.0 100.0 105.0 115.0 137.8 137.9 143.9 146.5	<u>:の経営</u> 1年	2	3	4	5		7	8	9	10	11	12年以上 1 1 1	12年 12年 12年
小計 00ha以 新完而标 100.0 100.0 105.0 115.0 137.8 137.9 143.9 146.5 155.3	<u>:の経営</u> 1年	2	3	4	5		7	8	9	10	11	12年以上 1 1 1 1	12年 12年 12年 12年
小計 00ha及 軽容面積 100.0 100.0 105.0 115.0 137.8 137.9 143.9 146.5 155.3 160.0	<u>:の経営</u> 1年		3	4	5		7	8	9	10	11	12年以上 1 1 1 1 1	12年 12年 12年 12年
小計 00ha以 終資面積 100.0 100.0 105.0 115.0 137.8 137.9 143.9 146.5 155.3 160.0 180.0	<u>:の経営</u> 1年	2	3	4	5		7	8	9	10	11	12年以上 1 1 1 1	12年 12年 12年 12年 12年 12年
小計 00ha以 終資面積 100.0 100.0 105.0 115.0 137.8 137.9 143.9 143.9 146.5 155.3 160.0 180.0 200.0	<u>:の経営</u> 1年		3	4	5		7	8	9	1	11	12年以上 1 1 1 1 1	12年 12年 12年 12年
小計	<u>:の経営</u> 1年		3	4	5		7	8	9	10	11	12年以上 1 1 1 1	12年 12年 12年 12年 12年 12年
小計	<u>:の経営</u> 1年		3	4	5		7.	8		1	11	12年以上 1 1 1 1	12年 12年 12年 12年 12年 12年
小計 00ha以 終済価権 100.0 100.0 105.0 115.0 137.8 137.9 143.9 146.5 155.3 160.0 180.0 200.0 210.0 212.0 250.0	<u>:の経営</u> 1年		3	4	5		7.	8	9	1	11	1 1 1 1 1 1 1 1 -	12年 12年 12年 12年 12年 12年
小計 00ha以 軽変価権 100.0 100.0 105.0 115.0 137.8 137.9 143.9 143.9 146.5 155.3 160.0 180.0 200.0 210.0 2210.0 2212.0 2250.0 349.0	<u>上の経営</u> 1年	1	3	4	5		7	8	1	1 1 1	1	1 124 FJA F. 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	12年 12年 12年 12年 12年 12年
小計 00ha児 終資価税 100.0 100.0 105.0 115.0 137.8 137.9 143.9 144.5 155.3 160.0 180.0 200.0 210.0 210.0 250.0	<u>:の経営</u> 1年		3	4	5		7	8		1	11	1 1 1 1 1 1 1 1 -	12年 12年 12年 12年 12年 12年
小計 00ha以 軽変価権 100.0 100.0 105.0 115.0 137.8 137.9 143.9 143.9 146.5 155.3 160.0 180.0 200.0 210.0 2210.0 2212.0 2250.0 349.0	<u>上の経営</u> 1年	1	3	4	5		7	8	1	1 1 1	1	1 124 FJA F. 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	12年 12年 12年 12年 12年 12年

4) 借地料と補助金

表 9、10は借地料と受給している補助金との間に関係があるか否かを聞い た結果である。合計からわかるように、バイエルン州では全体の77%が「関 係がある」と回答している。ゲッチンゲン市近郊でも全体の70%が「関係が ある」と回答している。借地人の多くは借地料と補助金との間には関係があ

表 9 バイエルン州調査農家:借地料と補助金との間に関係があるか否か

経営規模100ha以上の農家

性 舌 パ1矢1	UUIIAXXII.V	辰水
経営面積	有る	無い
251.0	1	
249.0	1	
234.0		1
218.0	1	
180.0	1	
171.0	1	
157.0	1	
150.0	1	
137.2	1	
136.5		1
125.0	1	
125.0	1	
115.0	1	
115.0		1
110.0	1	
103.0	1	
100.0		1
100.0	1	
計	14	4
%	77.8	22.2

経営規模	75から100)haの農家
経営面積	有る	無い
97.5	1	
92.0		1
90.0	1	
83.3	1	
83.0		1
80.5	1	
80.0	1	
80.0		1
78.4	1	
76.5	1	
75.0	1	
計	8	3
%	72.7	27.3

経営用構50から75haの経営

維呂規	関50から75	haの絵名
経営面積	責 有る	無い
74.1	1	
70.2	1	
70.0		1
69.0	1	
67.5	1	
67.2		1
67.0	1	
65.0	1	
63.5	1	
62.0	1	
61.8	1	
61.0	1	
60.8	1	
60.0	1	
60.0	1	
57.0	1	
56.9	1	
56.3	1	
55.0	1	
52.4	1	
計	18	2
%	90.0	10.0

経営担模30から45haの農家

在呂別保い	Uかり45na	い 辰 豕
経営面積	有る	無い
48.6		1
48.0	1	
48.0		1
45.0	1	
42.8	1	
42.2	1	
42.0		1
40.5	1	
40.0	1	
40.0	1	
38.3	1	
36.0	1	
34.0		1
計	9	4
%	69.2	30.8

経営規模20から30haの農家

THE PROPERTY OF THE PROPERTY O		
有る	無い	
	1	
1		
	1	
1	2	
33.3	66.7	
	有る 1 1	

合計	50	15
%	76.9	23.1

注:無同答は除外した。

表10 ゲッチンゲン市近郊調査農家:補助金と借地料の間に関係があるか否か

経営規模30haから50haの経営

左日が6次60元は、プロロロット左日		
経営面積	有る	無い
42.8	1	
47.1		1
小計	1	1
%	50.0	50.0

経営規模50haから75haの経営

経営面積	有る	無い
58.0	1	
60.0		1
74.0	1	
小計	2	1
%	66.7	33.3

経営規模75haから100haの経営

経営面積	有る	無い
80.0	1	
82.0		1
82.0	1	
89.0	1	
95.0	1	
95.5	1	
小計	5	1
%	83.3	16.7

経営規模100ha以上の経営

性百姓的人工			
経営面積	有る	無い	
100.0	1		
100.0	1		
105.0	1		
115.0		1	
137.8		1	
137.9		1	
143.9	1		
146.5	1		
155.3	1		
160.0	1		
180.0	1		
200.0	1		
210.0	1		
212.0		1	
250.0	1		
349.0		1	
小計	11	5	
%	68.8	31.3	

合計	19	8
%	70.4	29.6

ると考えている。

5)補助金額の変更と借地料

上では借地料と補助金との間に関係があるという回答がかなりの割合を占めたが、それでは契約書のなかに、補助金が変更された場合に借地料も変更

表11 バイエルン州調査農家:借地契約書では土地に関する補助金の額が変更された場合、借地料の引き上げ・引き下げは可能か

(契約書にそういう条項はあるか)?

経営面積20haから30haの経営		
経営面積	有る	無い
20.0		
21.5		i
21.8		
24.2		1
28.0		1
29.0		1
小計		4
96		100.0

/0		100.0	
経営規模30haから50haの経営			
経営面積		無い	
34.0		1	
35.2		1	
36.0	1		
37.5			
38.3		1	
40.0		1	
40.0		1	
40.5		1	
42.0		1	
42.2		1	
42.8		1	
45.0		1	
46.0		1	
48.0		1	
48.0	1	١.	
48.0		1	
48.6		ì	
49.5		ì	
小計	2	15	
%	11.8	88.2	

経営規模50haから75haの経営		
経営面積	有る	無い
52.4		1
53.0		1
55.0		1
56.3	1	
56.3		1
56.9		1
57.0		1
60.0		1
60.0		1
60.0		1
60.8		1
61.0		1
61.8	1	
62.0		1
62.0		1
63.5		1
65.0		1
67.0		l
67.2		1
67.5		1
69.0		1
70.0		1
70.2		1
74.1		11
小計	2	22
%	8.3	91.7

経営規模75haから100haの経営		
経営面積	有る	無い
75.0		1
76.5	1	
78.4	1	
80.0		ı
80.0		1
80.5		1
81.0		1
83.0		1
83.3		1
84.0		1
90.0	1	
92.0		1
97.5		1
小計	3	10
%	23.1	76.9

経営規模100ha以上の経営			
経営面積	有る	無い	
100.0		1	
100.0	1		
103.0		1	
103.0		1	
109.0		1	
110.0		1	
115.0		1	
115.0		1	
125.0	1		
125.0		1	
136.5		1	
137.2		i	
150.0		ì	
157.0		1	
171.0		1	
180.0		1	
210.0	1		
218.0		1	
234.0	1	1	
249.0		1	
251.0		1	
小計	4	18	
%	18.2	86.3	

*無回答は除外した。
また、234ha の農家の
回答が2つあるのは、
全部の契約書のうちの
幾つかに条項があるた
めである。

69

습위

表12 ゲッチンゲン市近郊調査農家: 借地契約では土地に関する補助金の額 が変更された場合、借地料の引き上げ・ 引き下げは可能か

(契約書にそういう条項はあるか)?

経営規模30haから50haの経営

THE PURPOSED	0.1.4.1	
経営面積	有る	無い
42.8		1
47.1		1
小計		2
%		100.0

経営相模50baから75baの経営

生白が大い	Ullan 710	はなってかま日
経営面積	有る	無い
58.0		1
60.0		1
74.0		1
小計		3
%		100.0

経営担模75haから100haの経営

化 西 光沃	JIIAN DIO	加ねずが生活
経営面積	有る	無い
80.0		1
82.0		1
82.0	·	1
89.0	1	
95.0		1
95.5		1
小計	1	5
%	16,7	83.3

終骨相横100ba以上の終骨

程呂規僕↓	UUNa以上V	/柱名
経営面積	有る	無い
100.0		1
100.0		1
105.0		1
115.0	1	
137.8		1
137.9		1
143.9		1
146.5		1
155.3	1	
160.0		1
180.0	1	
200.0		1
210.0		1
212.0	1	
250.0		1
349.0	1	
小計	5	11
%	31.3	68.8

合計	6	21
%	22.2	77.8

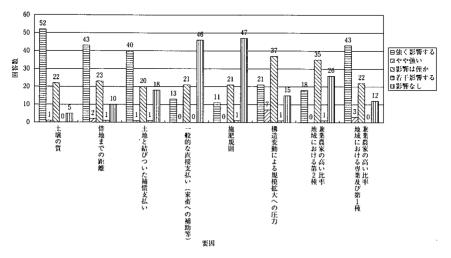
されるという条項があるかどうかを聞いたのが表11、12である。

これからはバイエルン州では「条項がある」という回答は14%弱である。 ゲッチンゲン市近郊でも「条項がある」という回答は22%あまりに過ぎない。 すなわち、借地料と補助金との間には関係があると考える経営主が多いにも かかわらず、補助金が変更された場合に借地料も同時に変更するという条項 を契約書のなかに歌ってあるケースは非常に少ない。ただし、聞き取りにお いては、「条項がない」場合でも、契約更新時に変更することになるという 話をしばしば耳にした。

6) 借地料に影響を及ぼす諸要因

図7、8は借地料に影響を及ぼすと思われる諸要因について、その影響の 度合いを聞いたものである。バイエルン州においては土壌の質、借地までの 距離、土地と結びついた補償支払い、地域における専業及び第1種兼業農家 の高い比率、これらが借地料に強い影響を及ぼすと考えている。これに対し て、一般的な直接支払い(家畜への補助等)、施肥規則、地域における第2 種兼業農家の高い割合、は影響を与えないという回答が多い。

図7 バイエルン州調査農家:借地料に影響を及ぼすと思われる諸要因の影響度



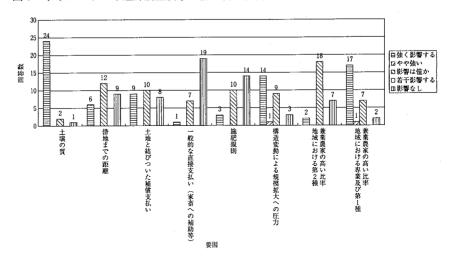


図8 ゲッチンゲン市近郊調査農家:借地料に影響を及ぼすと思われる諸要因の影響度

ゲッチンゲン市近郊においては土壌の質、地域における専業及び第1種兼 業農家の高い比率、構造変動による規模拡大への圧力、が強く影響するとい う回答が多い。これに対して一般的な直接支払い(家畜等への補助金)、施 肥規則は借地料に影響を及ぼさないという回答が多い。

両地域に共通して高い比率を示すのは土壌の質、地域における専業及び第 1種兼業農家の高い比率である。農民の多くはこれらが借地料に強く影響すると考えている。

(5) 純益

紙幅の関係で表は省くが、バイエルン州においては純益は「6万マルク以上8万マルク未満(1マルク64.46円として387万円以上516万円未満)」が31.4%(調査回答数のなかの割合ーただし、4軒の農家が複数回答している)で一番多く、次が「4万マルク以上6万マルク未満(同258万円以上387万円未満)」の24.4%、3番目に多いのが「8万マルク以上10万マルク未満(516万円以上645万円未満)」の22.1%、4番目が「10万マルク以上(同645万円以上)」の9.3%となっている。「6万マルク以上8万マルク未満」から

それ以上の階層の所得の割合を合計すると62.8%になる。傾向的には経営規模が大きくなればなるほど純益も大きいといえる。

ゲッチンゲン市近郊では「10万マルク以上」が53.6%(調査回答数のなかの割合ーただし、1農家が複数回答している)と半数以上を占めている。その次が「8万マルク以上10万マルク未満」の28.6%、3番目が6万マルク以上8万マルク未満」の10.7%となっている。「6万マルク以上8万マルク未満」からそれ以上の階層の所得の割合を合計すると92.9%となる。ゲッチンゲン市近郊においても、バイエルン州と同様に、傾向的には経営規模が大きくなればなるほど純益も大きくなっている。

以上より、調査した農家に限れば、ゲッチンゲン市近郊の農家の方がバイエルン州のそれよりも純益が大きいことがわかる。さらに、バイエルン州においては農家によって純益のかなり広い分散が見られるが、ゲッチンゲン市近郊においては分散はあまり見られない。

以上の結果をドイツ連邦政府の「農業年次報告書」のデータと比較するとどうなるであろうか。2000/01年度(2000年7月1日から2001年6月30日まで)のドイツの専業・第1種兼業農家の平均純益は36,535EUROであり、従って71,456マルクとなる®。バイエルン州の調査農家でこれを越えるのは約47%となる(「6万マルク以上8万マルク未満」の農家の約半分を平均以上の所得と考えた場合)。ゲッチンゲン市近郊では約88%となる。この結果からはゲッチンゲン市近郊の方が平均以上の純益を生み出す農家が多いこととなる。さらに、ドイツ連邦政府の「抽出農家の簿記記帳結果2002年」では2000/01年度に農業年次報告書計算用に抽出した専業・第1種兼業農家(Einzelunternehmen)の22.9%が10万マルク以上の純益を稼ぎ出している®。これが旧西ドイツ地域の農家の所得の上位グループと考えて大きな間違いはないであろう(ここには東ドイツに多く見られる人的社会、法人経営は入っていない)。今回調査した農家で純益10万マルクを越えているのはバイエルン州では9.3%、ゲッチンゲン市近郊では53.6%である。ここから、調査した農家に関する限り、バイエルン州ではドイツの家族経営農家の純益上位グループ

に入る農家は全国比率の半分以下で、ゲッチンゲン市近郊では全国比率の2 倍以上の比率になる。

(6) 1ヶ月の家計費支出

1ヶ月にどれくらい家計費として支出するかを聞いたのが表13、14である。家計費には食費、被服費、子供の教育費、乗用車の保険料・燃料費、健康保険料、生命保険料等、経営以外の支出を考えてもらった。これは全くの「自己申告」である。また、回答にはしばしば乗用車の任意保険料のような支出が入っていない場合もある。このような留保付きではあるが、ある程度農家の生活費が判るであろう。

まずバイエルン州であるが、一番多い回答は月額「5000マルク(1マルク 64.46円とすると322,300円)以上」の28.2%、2番目が「4000以上4500マルク未満」(同257,800円以上322,300円未満)の24.4%、3番目が「3000以上 3500マルク未満」(同193,400円以上225,600円未満)の11.5%となっている。4000マルク以上の支出階層比率を合計すると55.2%となる。

次にゲッチンゲン市近郊では一番多い比率はバイエルン州と同じように「5000マルク以上」の26.9%、2番目が「3500以上4000マルク未満」(同225,600円以上257,800円未満)の23.1%、3番目が「2500以上3000マルク未満」(同161,200円以上193,400円未満)の15.4%である。ここでも4000マルク以上層の比率を合計すると、34.5%となる。

以上の2つの表からは生計費はバイエルン州でもゲッチンゲン市近郊でも 農家によってかなり分散していることが特徴である。また、月に4000マルク 以上を家計費として支出している農家がバイエルン州、ゲッチンゲン市近郊 でそれぞれ55.2%、34.5%となっており、これら農家(世帯)においては日 本円で月に約26万円程度ないしそれ以上の家計費支出になっている。

この支出額は一般の世帯と比べてどうなのであろうか。表15の A が旧西 ドイツ地域における97年までの非農林業世帯の家計費支出を表している。と ころで農家では自分が作っている作物、畜産物を自家消費できるので、食費

表13 バイエルン州調査農家:1ヶ月の家計費

2843 iA	i#820 - 30I	na Ølik i i i								05.65 · DM
\$6500 K	(権20 - 30) 1000未満	1000 - 1500	1500 - 2000	2000-2500	2500 - 3000	3000 - 3500	3500 4000	4000-4500	4500 - 5000	500011 1.
1 21.5		1		'						ļ
21.8 24.2 28.0							1		1	
28.0 29.0	1				1		1			
1il		16.7		1 16.7	16.7		33.3		1 16.7	
30 ~ 50	Dhaの経営									明6:18
34.0	1000未満	1000 - 1500	1500 - 2000	2000-2500	2500 - 3000	3000-3500		4000-4500	4500_5000	50000X F;
35. 2 36. 0	1						1			
36.0 37.5 38.3						1]
40.0					1	1				
40.0 40.5						,		ı		
42.0 42.2				ı				ı		
42.8 45.0							1		١,	
46.0 48.0							1	۱ .	-	
48.0								l i		
48.0 48.6								n.a. I		
49.5	1					3		5	. 1	1
% 50 - 70	5.9			5.9	5.9	3 17.6	4 23.5	29.4	5.9	5.9
HEX MA	haの経営 1000未済	1000 - 1500	1500 -2000	2000 - 2500	2500 - 3000	3000 - 3500	3500 - 4000	4000-4500	4500 - 5000	単位:DM 5000以上
53.0]				1					1
55.0					1					1
56.3 56.3 56.9								1		1
57.0				1				٠.		1
60.0 60.0 60.0				n.a.						
60.8								1		
61.0 61.8			1			1				
62.0 62.0			•	1	1					
63.5				' '		1				li
65.0 67.0					1			1		
67.2 67.5								1		1
69.0										
70.0 70.2										
74.1			1	2 8.7	4 17.4	2 8.7		5		9
% 75 ~ 10	l)0haの≇¥∵∺		4.3	8.7	17.4	8.7		21.7		39. L 9.67 : DM
研究曲部	00haの#貨幣 1000未済	1000 - 1500	1500-2000	2000-2500	2500 - 3000	3000-3500	3500-4000	4000-4500	4500 - 5000	(株)(C)(DM (50000以上)
76.5					n.a.					
78.4 80.0						1				, ;
80.0				1						ı
81.0						1				1
83.3 84.0					1	·				1
90.0					n.a.					
92.0 97.5								1		1
-71				9.1	2 18.2	2 18. 2		9.1		5 45.5
100ha.	以上の経2 1000未満	1000 1500	1600 2000	2000 2500	2500 2000	2000 2500	2500 4000	luno acon	AEOO EOOO	4/1√:DM 500014.1:
100.0	「いいかる海	1000-1000	1300-2000	£000-2000	LUUCTUICE I	JANES - JOHN	2011/1-41/00)	1	a Social Spirit	JUNEAU I.
100. 0 103. 0 103. 0								i		
1 109 0								1		1
110.0										1 1
						1		ı		'
125.0 125.0 125.0 136.5 137.2 150.0 157.0	[1		
136.5							ι	1		
150.0 157.0						ı				1
171.0		ı								1
210.0		i								, 1
234.0				1						'
180.0 210.0 218.0 234.0 249.0 251.0								1		
uit %		9.5		4.8		9.5	4.8	8 38.1	.	33.3
	1 1	3	1	6	8	9	7	19	2	22
13.1 %	1,3	3.8	1.3	7.7	10.3	11.5	9.0	24.4	2.6	28.2

表14 ゲッチンゲン市近郊調査農家:1ヶ月の生計費

30~50ha@	経営									単位 <u>:DM</u>
経営面積	1000未満	1000~1500	1500-2000	2000~2500	2500~3000	3000~3500	3500~4000	4000~4500	4500~5000	5000以上
42.8										1
47.1			i						1	
ät									1	1
%									50	50

50~75haの#	圣営									
経営面積	1000未満	1000~1500	1500~2000	2000~2500	2500~3000	3000~3500	3500~4000	4000~4500	4500~5000	5000以上
58.0				1						
60.0				1						
74.0					1					
ät				2	1					
%				66.7	33.3					

経営而積	1000未満	1000~1500	1500~2000	2000~2500	2500~3000	3000-3500	3500~4000	4000~4500	4500~5000	5000以上
80.0							1			
82.0							1			
82.0										1
89.0								1		
95.0					1					
95.5				1						
àt				1	1		2	1		1
96				16.7	16.7		33.3	16.7		16.7

100ha以上の	経営									
経営面積	1000未満	1000~1500	1500~2000	2000~2500	2500~3000	3000~3500	3500~4000	4000~4500	4500~5000	5000以上
100.0										1
105.0										1
115.0			ĺ	i			1			
137.8						1				
137.9			1							
143.9							1			
146.5							1			
155.3					1					
160.0		1								
180.0			1							
200.0										1
210.0										1
212.0							1			
250.0					1					
349.0				_						1
<u>ā</u> t		1	2		2	1	4			5
%		6.7	13.3		13.3	6.7	26.7			33.3
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·								
合計		1	2	3	4	1	6	1	1	7
%		3.8	7.7	11.5	15.4	3.8	23.1	3.8	3.8	26.9

^{*:}無回答の1軒は除外してある。

はある程度かからないであろう。また、基本的に(水道光熱費を除いた)住居費もかからないであろう。農家の食費を非農家世帯の食費の3分の2と想定し、(水道光熱費を除いた)住居費をゼロと見なして、各世帯タイプ別にそれらの2001年の値を推計してみた。その結果、表の最下段のJが示すように、世帯タイプ1(年金生活世帯-所得階層下位)では1,877マルク、世帯タイプ2(子供2人と夫婦4人家族-所得階層中位)では3,899マルク、世帯タイプ3(子供2人と夫婦4人世帯-所得階層上位)では6,621マルクになる。

			世帯	ラタイフ	1(5)			世帯タイプ 2(6)						
支出項目	1993	1994	1995	1996	1997	.%	2001	1993	1994	1995	1996	1997	%_	2001
私的な消費に対する支出(1)A	2,094	2,170	2,211	2, 252	2,313			3,987	3,958	4, 103	4,265	4,293		
Aの年当り増加率(%)						2.61							1.92	
(Aの2001年の推計値)(DM)B							2,564							4,633
Aのうちの食料品(2) C	376	374	370	371	375			574	568	582	593	590		
Aのうちの住居費(3) D	588	626	666	701	732			869	921	982	1,019	1,053		
(C*1/3)E	125	125	123	124	125			191	189	194	198	197		
(A-D-E)F	1,381	1,419	1,422	1,427	1,456		i	2,927	2,848	2,927	3,048	3,043		
Fの年当り増加率 (%)						1.29							0.99	
<fの2001年の推計値(dm)>G</fの2001年の推計値(dm)>							1,633							3, 166
その他の支出(4) H	219	218	217	247	231			551	621	621	623	633		
Hの年当り増加率(%)						1.37							3.72	
<hの2001年の推計値(dm)>I</hの2001年の推計値(dm)>							244							733
(G+I) 2001年の推計値 I							1.877							3, 899

表15 旧西ドイツ地域の世帯タイプ別家計支出額(単位:マルク)

	世帯タイプ3 ⁽⁷⁾						
支出項目	1993	1994	1995	1996	1997	%	2001
私的な消費に対する支出(1)A	5,783	5,855	5,862	6,235	6,269		
Aの年当り増加率(%)						2.10	
(Aの2001年の推計値)(DM)B							6,813
Aのうちの食料品(2) C	695	701	702	716	725		
Aのうちの住居費(3) D	1, 177	1,218	1,260	1,322	1,372		
(C*1/3)E	232	234	234	239	242		
(A-D-E)F	4,374	4,403	4,368	4,674	4,655		
Fの年当り増加率(%)						1.61	
<fの2001年の推計値(dm)>G</fの2001年の推計値(dm)>							4,962
その他の支出(4) H	1,358	1,390	1,441	1,486	1,498		
Hの年当り増加率(%)						2.58	
<hの2001年の推計値(dm)>I</hの2001年の推計値(dm)>							1,659
(G+I) 2001年の推計値 J							6,621

- 注:(1)食料品、飲料品、タバコ、被服、靴、住居賃借料、水道光熱費、家具、医療・買薬費、乗用車・ オートバイ、燃料費、修理費、新聞等、教育・レクリエーション・余暇費、テレビ、写真、オー デイオ、映画、書籍、植物、旅行、腕時計、宝飾、宿泊。
 - :(2)飲料は含まず。
 - :(3)住居賃借料。水道光熱費を含まず。
 - :(4)利子、税金、自由意志での社会保険料、私的な社会保険料、私的な年金保険料、貯蓄。
 - :(5)所得階層下位の2人同居年金世帯。
 - :(6)所得階層中位の、少なくとも子供のうちの1人が15歳以下の2人の子供を持つ非農林業の勤労者 夫婦の4人同居世帯。
 - :(7)所得階層上位の、少なくとも子供のうちの1人が15歳以下の2人の子供を持つ非農林業の上級職 公務員並びに勤労者夫婦の4人同居世帯。
- *上記の世帯タイプは旧西ドイツ地域に関するものである。旧東ドイツの世帯に関しては別の基準がある。 出典: Statistisches Iahrbuch für BRD 1998. S.546.547.550.551.より計算。

以上の推測からは、月3000マルクを支出する調査農家世帯では一般の年金生活者世帯より家計費が約1,100マルク(1マルク64.46円とすると70,100円)ほど多いが、農家1世帯の同居者数は多くの場合4、5人(ないしそれ以上)である。これに対して年金世帯の同居者数は2人である。それを考慮すると3000マルクという支出額は決して多くはないように思われる。所得階層中位の世帯の約3,900マルクという支出よりは低い。3000マルクでは生活

は余裕があるとはいえないであろう。月3,000マルク未満の農家世帯では生活状態はかなり切り詰めたものになると思われる。ただし、質問に対して農家が場合によっては少ない額を申告する、あるいは保険料などを含めないで回答している場合もありうる。

非農家世帯の所得階層中位の想定支出額3,900マルクに対応するのは調査 農家の家計費4000マルクないしそれ以上の階層であろう。バイエルン州でい えば調査農家の55.2%、ゲッチンゲン市近郊では34.5%の世帯がこれに該当 するであろう。これらの農家の生活水準は非農家の所得階層中位の世帯と同 水準と考えていいであろうか。ここでも農家の同居者数が問題となる。農家 の世帯員が4人であるなら比較するのに問題はないが、5人以上の場合は比 較にあたって留保が必要である。さらに、調査で5,000マルクあるいはそれ 以上と回答している農家の生活水準は非農家世帯の所得階層中位以上である が、ここでも同居者数を考慮に入れる必要がある。しかし場合によっては上 位の階層に属する農家世帯もあるであろう。ただし、バイエルン州でもゲッ チンゲン市近郊でも、調査農家の経営規模はバイエルン州並びにゲッシンゲ ン市近郊の平均的な経営規模よりはかなり大きいという点を考慮しなければ ならないが。

(7) 農業政策の評価

1) 政策への評価

ここでは EU (欧州連合)、ドイツ連邦政府の農業政策を経営主がどのように評価しているのかを述べる。紙幅の関係上表は省略する。まず、バイエルン州であるが、EU の共通農業政策について、「良い」と考えているのは30%、「悪い」と考えているのは64%、「判らない」が6%になる。ドイツ連邦政府の農業政策については、90.4%の農家が「悪い」と回答している。「良い」は7.2%と10%を切っている。

ゲッチンゲン市近郊では EU 共通農業政策について「良い」が43%、「悪い」が50%と回答している。バイエルン州よりは「良い」が多い。ドイツ連

邦政府の農業政策については「良い」が7.7%、「悪い」が85%である。ここでもバイエルン州とほぼ同じような回答になっている。

2) 評価の理由

<バイエルン州>

以上の結果についてバイエルン州において、EU農政を「悪い」と評価している場合、主な回答例としては以下のようなものがある。

- 1. EU の官僚主義 (は良くない)・(法令の) 加盟国への統一的な置き換えをすべきでない・規則 (コントロール) が多すぎる、
- 2. 国(EU) が農産物価格を決めるべきではなく、市場(需要と供給)が 決めるべきである(回答数としては多い)、
- 3. 政策は長期的な視点で決定されるべきである・政策は明確に定義づけされるべきである、
- 4. 地方分権化・非中央集権化が必要(あまりに中央集権化しすぎている)、
- 5. 東ヨーロッパへの拡大は良い結果をもたらさない(回答数としてはかなり多い)。
- 6. EU 内の競争条件が同じでない・公正でない (農薬使用規制が国によってまちまちである)、
- 7. 直接支払い(補助)を土地面積を基にする支払いでなく農家を基にする 支払いに代えるべきである、

EU農政について「良い」という評価は、

- 1. EU の目標は良い (が実行がゆっくり過ぎる)・EU の市場システムは意味がある (価格引下げに対応した補助金)、
- 2. 妥協による解決、
- 3. 牛乳生産割当て制度は維持されるべきである、
- 4. 政策の安定性が良い、
- 5. 補助金がいい・補助金は維持されるべきである、 ドイツ連邦農政に対して「悪い」と評価する場合の具体例は少ないが、主

な意見は以下のようなものである。

- 1. 規則が多すぎる、国の介入・干渉を少なくする、
- 2 農業政策の明確な路線・方針が認められない、
- 3. キューナスト (連邦消費者保護・食糧農林大臣) は辞めるべきである (政策が消費者の方を向いている)、
- 4. シュレーダー(連邦首相)は農民が好きでない・農業に関心がない、
- 5. 直接支払いが耕作面積上限を設定していないこと(上層農家にも補助金を与えていること)、
- 6. 連邦政府の有機農法重視政策では有機農産物は過剰生産される⁸⁾。有機 農業促進策は生産面のみを奨励しており、消費促進策を奨励していない ので有機農産物が過剰生産されることになる。市場(需要)が存在しな い。
- 7. ドイツは EU で最大の予算額を出しているがそれにふさわしいだけドイ ツの主張が取り入れられていない。

ドイツ連邦農政を「良い」とする評価は非常に少ない。

- 1. 政策としてはいい (が、キューナスト大臣は EU 閣僚理事会において力がない、EU 閣僚理事会がすべてを決める)。
- 2. (有機農業) 促進という政策はいい。

<ゲッチンゲン市近郊>

EU農政を「悪い」と評価する意見は、

- 1. 義務が多すぎる・コントロールが多すぎる、
- 2. 市場は自由であるべきである・政治は市場から退出すべきである、補助 金を廃止して市場適合的な価格設定を行うべきである、
- 3. 官僚主義、
- 4. 農業はより公正に支払いがなされるべきである(より良い農産物価格)
- 5. 農外の人々へのより多くの啓蒙が必要である(補助金は農業にとって必要である)

- 6. 労働と報酬の関係を一致させるべきだ、
- 7. 農村地域に対する社会的な愛情は維持されるべきである、
- 8. 投下された労働並びに資本への公正な支払いが必要である、
- 9. 我々の労働時間・所得は多くの管理義務、登録(作業)、諸規則によって妨げられている、生産物に対して(正当に)支払われるよう希望する。 ドイツ連邦農政を「悪い」と評価する意見は
- 1 現在正しいプランを有していない。
- 2. 土地に結びついた補助金の上限を設定すべきである。
- 3. (ドイツ独自の) 政策形成の可能性がますます低下している=多くが EUによって(前もって)規定される、
- 4. 官僚主義が良くない。

ドイツ連邦農政に対して「良い」とする意見は、

1. (有機農業農家を増やす政策のような) アイデアはいい (がそれの実施が良くない)。

その他の意見としては

- 1. 有機農業振興との関連で、地域的な生産物(の購入)を助成する(地産 地消)、
- 2. 消費者を意識した政策、
- 3. 土地と結びついた補助金を少なくし、人間と結びついた補助金を多くする、
- 4. 収益をあげうる農家がさらに発展できなければならない (補助が必要)、
- 5. 農業を中止する農家に対する社会的な摩擦が生じないような(社会保障 的に不利にならない)支援が必要である、

おわりに

最後に以上で検討した結果から確認したドイツ農業の現状を以下に述べる。

まず、若い農民の中に農業を意欲的に行おうとしている農民がいることで

ある。これらの若者は積極的に農地を賃借し、収益の拡大を図っている。

2番目にはとりわけ専業農家において借地への需要が旺盛なことである。 ただし、経営規模の拡大か、兼業農家への転換かを絶えずせまられていることも事実である。

3番目には、農家での聞き取り、土地所有者からの聞き取り、契約書の内容から判断すると、農民が受け取る各種補助金と借地料との間にはかなりの程度で関係があると考えられる。

4番目には、各種補助金は農家にとって経営上重要であり、農民からしば しば収支はゼロでも補助金が純益になるという話を聞いた。

2001、02年の調査にあたってミュンヘン工科大学農学部農業経営学講座主任教授 Arois Heißenhuber、共同研究者 Dr. Hubert Pahl、同 Dr. Michael Köbler、同研究室所属学生 Matthes、同 Roth、同 Keilhofer、農民 Hack、ゲッチンゲン大学農学部農業政策論講座主任教授 Stephan von Cramon-Taubadel、同令夫人、同研究室所属学生 Schattauer、の各氏にご協力を頂いた。特にバイエルン州農業事務所への調査農家紹介依頼ならびにアンケート用紙の作成の際のアドバイス等に関して、Dr.Pahl に並々ならぬご尽力を頂いた。ここに記して感謝申し上げる。

注

- 1) ミュンヘン工科大学農学部農業経営学講座のパール氏によれば、バイエルン州における調査農家のうち、酪農経営農家の飼養乳牛頭数は、かなり規模が大きいとのことである.
- 2) 参照図1出典。
- 3) 主業経営とは、「経営当り1.5成人労働力を有する経営、あるいは経営当り0.75から1.5成人労働力を有し、総所得に占める農業経営に由来する所得の割合が最低で50%であるもの」。第2種兼業経営とは上記以外のあらゆる経営。Ernährungs- und agrarpolitischer Bericht der Bundesregierung 2002, Anhang, S.65.
- 4) これはある経営規模階層が耕作している総面積のうち、借地面積の占める比率を表している。
- 5) この90年代における地代の低下あるいは停滞傾向は何によるものであろうか。考えられることは92年の EU (欧州連合) の CAP (共通農業政策)の改革による穀物価格の大幅引き下げ、牛肉価格の引き下げが借地料の水準に影響を及ぼしているであろうことが想像される。ニーダーザクセン州で借地料が

99年に回復しているのは、この間農家に対して EU から支払われた農地に対する直接所得補助の影響が 考えられる。

- 6) Ernährungs- und agrarpolitischer Bericht der Bundesregierung 2002, S.33.
- 7) Zum Ernährungs- und agrarpolitischen Bericht 2002 : Buchführungsergebnisse der Testbetriebe Reihe : Daten-Analysen 2002. S.31.
- 8) キューナスト大臣は現在の有機農業農家数3、4%を2001年から向こう10年で20%に拡大すると公言している。発言の契機は、狂牛病発生の原因が屠殺の際に出る「肉骨粉」を牛の飼料に使用していたからだと考え、有機農法による牛の飼養では「肉骨粉」を利用しないから安全だとする。
- *本稿は平成13年度国際交流基金の助成による調査研究成果の一部である。